

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年9月14日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	吉村典晃	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	高橋正幸	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	大庭陽子	（千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官	矢尾板隼	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	市川剛	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	佐藤拓哉	（千葉県弁護士会所属）
裁判員経験者	1番	男
裁判員経験者	2番	女
裁判員経験者	3番	男
裁判員経験者	4番	男
補充裁判員経験者	5番	男
裁判員経験者	6番	男
裁判員経験者	7番	女
補充裁判員経験者	8番	男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは本日の裁判員経験者意見交換会をこれから始めたいと思います。

本日のテーマは、刑法犯と言われる基本的な犯罪についてどのような刑にすべきかということになります。

実際の議論に入ります前に、まず出席している法曹関係者の方を御紹介し、自己紹介をお願いしたいと思います。

まず検察官ですが、矢尾板検事です。

【矢尾板検察官】

千葉地方検察庁で検事をしております矢尾板と申します。この4月から公判部というところで勤務をしております。よろしく申し上げます。

【司会者】

続きまして、弁護士会からです。

【市川弁護士】

弁護士の市川と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

【佐藤弁護士】

同じく弁護士の佐藤拓哉と申します。私自身、まだ裁判員裁判を1件しか経験しておらず、まだ経験は浅いのですが、本日の皆さんの議論、御意見を伺いまして、これからの弁護活動の参考にさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会者】

続きまして、裁判官です。

【高橋裁判官】

裁判官の高橋と申します。本日は皆様の率直な御意見を伺わせていただいて、今後の参考にさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【大庭裁判官】

裁判官の大庭と申します。私も率直な意見をきくことを楽しみにしていますので、よろしくをお願いします。

【司会者】

それでは、別紙第2記載の議題に入ってまいりたいと思います。

1点目の議題、裁判員、補充裁判員を経験された全体的感想をお聞かせくださいというテーマについてであります。

このテーマに関しては、御自由に御発言をいただきたいと思いますが、1番の方から、事件を経験された感想等をお聞かせください。

【1番】

裁判員裁判をやってみて、被告人とかに対して、裁判員たちの住んでいる環境によって、優しく見たり、厳しく見たりとか、やはりいろいろな意見があるんだなというのをまず率直に思いました。

【2番】

私が担当した事件は、被告人の年齢とか、強姦という事件の内容とか、女性としては結構ショックな内容で、自分がその犯人に対して刑を決めるというのはとても不安がありました。

私を含め、みんな法律に関して知識もないし、もうほとんど素人の集まりみたいな感じで、人ひとりの人生を左右するようなことを決めるというのに、本当にこれっていいのかな、プロに任せたほうがいいんじゃないのかなというふうに率直に思いましたが、裁判官の方が量刑の考え方等について、すごく丁寧に説明してくれたので、理解できるようになったというのが全体的な印象です。

【3番】

今回の裁判員の実験はもちろん初めてでしたが、世の中でそういう話があることも聞いていましたし、それから職場でそういう体験をしたという話も聞いていたので、まあそのうち順番が来るのかなということで待っていましたが、実際、その裁判員を経験して、こういうふうに裁判って進むのかということが非常に理解で

きて、勉強になりました。

実際の裁判自体は、やっぱり全然慣れていませんし、お互いに初めてその場に居合わせた人たちばかりでしたので、なかなか話し合いをするにも、ちょっとやっぱり意見が言いづらかったというのがありましたけれども、日を重ねるごとにだんだんみんなでも自由に討議ができるようになっていったので、そういう時間も少しずつかけながらできたことがよかったかなと思っています。

【4番】

今回、裁判員を経験してみて、今まで傍聴は行ったことがあったんですけども、外からではなくて内側から見られたというのはすごくいい経験になったなというふうに思っております。

また、評議に当たっては、本当に皆さんいろいろな考え方があるんだなということがよく分かりまして、自分が思っていることばかりが正しいわけじゃないというのを再確認しました。

また、内容について、裁判員と補充裁判員、全員が男性だったものですから、わいせつ事件について女性の一般的な意見というのを聞いてみたかったなというところがあります。

【5番】

ちょっと裁判の期間が長かったかなという感じがありました。また、被告人の動機を聞いて、これから本当に更生できるのかなという印象を受けたものですから、その辺をどう考えるのかがちょっと難しかったと感じます。

あと、論告と弁論とで、どれくらいの刑がいいのかという意見の差がかなりあったものですから、結論をどうするのかということをつぶし評議したことを覚えています。

【6番】

裁判員そのものの経験というのは非常に貴重で、いい経験ができたなと思います。私が今回、この会議に参加させていただいた大きな動機というのが、裁判員制度

そのものが、これまでだとそれぞれの事案が過去の判例や、事案に該当するののかというマッチングをして、その判決を出し、それそのものが一般市民の感覚と近いのか、遠いのか、離れていないのかというところからスタートしてしまっているのもっと事件そのものを絶対的に見てどうなんだというところを判断しないといけないと思っていました。それなのに、裁判員として、結局やっていることは過去の判例にマッチングさせて量刑を決めるという作業をしていて、裁判員が要るのかという思いを持っており、そういったところについて皆さんの意見も聞きたいなと思って参加しました。

【司会者】

その点については、量刑の考え方というのがどうなのか、量刑の考え方の説明が納得いくのかどうかといったあたりとか、量刑分布グラフという量刑傾向を示すものの位置づけをどう考えるのかというあたりでまた詳しい御意見などをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは7番の方、全体的感想をお願いします。

【7番】

やってみてすごくいい経験になりました。裁判の流れも、ドラマとかではよく見るんですけども、実際に体験して、また違うなという印象を受けました。責任能力が問題となる事件だったのですが、被告人の印象も含め、いろいろみんなで話し合っ、その当時の精神状態や、刑を終えて出てきた後に社会復帰をするというところも考慮して、刑を考えるというところがすごく勉強になりました。

【司会者】

この責任能力というのはなかなか一般の方、聞いたことがない方も多くおられると思うんですね。それをどう考えるのかといったあたりについて、法律家の意見と、また一般の方の意見と食い違う場合があっ、なかなか難しいところもあるかなというふうに思っているところでもあります。

それでは、8番の方、全体的感想をお願いします。

【8番】

裁判員を経験させていただいたのは、初めて犯罪をやったとされる人を見るという経験でもあり、法廷に入るときも、本当もうがちがちになったりして、被告人の顔を見るのも怖かったりとかしたのですが、証拠を見たり、みんなで話し合ったり、正直、いい経験をさせていただきました。またもしできるのであれば、本当にやりたいです。

【司会者】

それでは、一通り、実際に経験された事件について、それぞれの方が感じた感想を聞かせていただきましたので、これからは今回のテーマである刑の決め方ということについてどうであったのかということの御意見をお伺いしてまいりたいと思います。

まず、別紙第2の2（1）記載の点について、先ほど6番の方から御指摘がありましたけれども、果たして裁判官が持っている量刑の考え方というのはどうなんだといったところから話を進めていきたいと思います。

量刑、すなわち刑はどのように決めるかということについては、どの裁判員経験者の方、補充裁判員経験者の方も、どこかの段階では、こういう基準で決めるのが法律の趣旨です、あるいは法律そのものはこういうことを求めていますという説明を受けているのではないかと思います。その説明の内容については、それは個々の裁判官によって多少の違いはあるかもしれませんが、概略としては、やった行為、それがどれだけ重い行為なのかということ、その行為のやり方の危険性の高さなどで考えたり、実際にどのような結果を招いたのかという結果の重大性の程度を考えたりするという、この行為の客観面の重さという点と、被告人がなぜそういう行為を決意したのか、あるいはそれだけの決意をするに当たって、自分自身がどこまできちんとした判断に基づいてやっているのかといったような意思決定に対する責任非難の強さという点、要はこの二つの要素を考慮して、その程度が重いのか軽いのかということ踏まえて刑の大枠を決める。そして被告人が再び犯罪をや

らないで立ち直ることができるかという更生可能性、あるいは、再び犯罪をするという可能性がどこまであるのかという再犯可能性、こういったような要素というのは、それは刑の大枠の後に調整をする要素です。こういうようなことを説明を受けたかと思えますけど、どの段階で説明を受けたか、覚えておられる方いますか。

割と早い段階だったなという思いを持っている方と、大分遅くなって、何だ今ごろ教えてくれるんですか、それは後出しだろうみたいな思いを持ったのか、そのあたりについてちょっと聞いてみたいんですけど、手を挙げていただけますか。なるほど、早い段階という方のほうが多いですけども、遅い段階だったという方もおられましたですね。では、この説明というのは、まず理解ができたのかどうかというところと、もう一つは、果たしてその考え方ということについて納得がいったのかという、この二つの面があると思います。

まずは理解ができたかどうかということについて、どうも理解ができなかったという方がおられたら御発言いただきたいと思えますし、よくわかったよという方がおられたら、またその点も御発言いただきたいと思えます。また、その考え方について納得がいったのかどうかというあたりについて、自分として言いたいことがあるという方がおられたら御発言をお願いしたいと思えますが、ここからはどなたでも結構ですから、自分はこんなふうに思ったというところがありましたら、自由に御発言いただきたいと思えます。

【8番】

多分、その説明を受けたのは2日目ぐらいかなと思えます。納得はしたのですが、何で納得したかはちょっと記憶が定かではありません。

【司会者】

なるほど。まあそうだなというように納得はしたけれども、何で納得したのかということについてちょっと記憶がないということですね。

じゃあちょっと記憶喚起のために、こんなような説明を受けたことがあるかどうかということについて、少し、幾つかの例を御紹介しますので、ああそういえばそ

んな説明で納得いったなとかということがありましたらお話しいただきたいと思います。

一つの説明としては、法律がどのような刑を決めているかについて、他の犯罪と比較しながら、こういう要素が刑を決める要素になっていますよという説明の仕方が一点あります。例えば、強制わいせつ致傷ということであれば、じゃあ強制わいせつだけで致傷がないのはどういう法律の刑の幅なのか、致傷がつくとどれだけ重くなるのかとか、あるいは、わいせつ犯の中でも強姦だとどれだけ重くなるのか、強姦致傷だとどれだけ重くなるのか、そもそも強制という要素がない痴漢だとどれぐらいの刑なのかと、こういうようにそれぞれの刑を比較することによって、やった行為の内容や結果がどこまで及んでいるのかといったことによって法律は差を設けているので、具体的な個々の事案について刑を決めるときも、そういった要素に注目してくださいねというような形で、法律の仕組みから説明を受けると、こういうのが一つのやり方としては紹介されています。

別のやり方としては、刑法というのは何のためにあるのか。刑罰の目的は何なのかといったときに、刑罰の目的というのは、決して罰を与えたいからやるわけではなくて、私たちの社会でお互いに尊重すべき利益があり、その尊重すべき利益を侵害することに対して、それを制裁すると、こういう機能を持っているわけだから、尊重すべき利益がどういう内容なのか、そして、その利益がどの程度侵害されたのかという観点は考慮しなければなりませんよということ、また、その被告人がその利益に対してどういうスタンスで臨んだのか。そのスタンスというのは、その利益というのは無視してもいいということで、ずっと計画的にやっていたというような場合とか、こんな理由でやった、そんなのは許せるかといったような動機とか、いきさつとか、意思の強さ、それを考慮するのは刑罰の目的に合致しますよと、こういうような説明をする場合もあります。

あと、そういった説明を加えないでこんなものだと、これは法律の求めるものなんだということで、法律はとにかくそうなんだからそうしてくださいというふうに

言っておられる方もいるかもしれません。

そういえばこんな説明を受けた記憶があるというのと、何か記憶、よみがえった方おられますか。

【6番】

割と鮮明にというか、覚えていますね。私が担当した事件は殺人事件だったので、殺意の大きさだとか、その計画性だとか、やってしまった後にどういう行動をしたとか、もちろんその何人殺したとか、それによって当然差が生じますよという話をしていたのを覚えています。

【司会者】

どちらかというと、こういう形でやっていきたいと思いますという、そういうアプローチだったんでしょうかね。

【7番】

私は、全くゼロのところからいきなり量刑がじゃあ何年と言われてもわからないだろうから、量刑分布を見てもらうという形の説明を受けたと記憶しているんですけども、それでこれを見て、じゃあ今回の事件、当てはまるかといって当てはめてみたら、全く同じものはないので、犯罪の要素を分解しながらいくつかのグラフを見ました。それを前提として、社会の流れとか、そのときにいた人の価値観とかも含めてみんなで話し合っ、じゃあこれが妥当かなという感じで話し合ったので、私はこのグラフがあったことですごく理解もできたし、みんなが出した量刑で納得しました。

【司会者】

7番の方は、どちらかという、この理論的な説明よりも、実際の分布状況を見ながら、その分布を前提とするとこういうのは重いんだな、軽いんだなと、そういうような考え方がずっと入ってきたと、こんな感じなんでしょうか。この刑を決めるに当たっての基本的な考え方というのは、説明を受けた記憶はあんまりないですか。

【7番】

説明は受けたのですが、その重さというよりは、一般的にはこういう事件の種類だとこれぐらいの年数になるというのが、私はそんなに疑いもせず、こういうものなんだなというふうになんてちょっと純粹に受け取った感じです。

【3番】

私も、刑の進め方に関する説明は受けたと思います。その際、複数の犯罪をした場合には、一つ一つを足し算していくのではなくて、一番重いものを中心として判断していく、という説明もあって、そういうものもあるんだと理解しました。

【4番】

私も、こういったふうになんて大枠を決めて、調整をしているんですよということはよく理解できて、納得をしていたと思うんですけども、裁判員に対して裁判官の方が、ではこれに従ってやっていきましょうといった雰囲気になってしまったというのも覚えていて、ここは皆さんはこれにとらわれずに考えてくださいと言ってほしかったなという記憶があります。

【司会者】

裁判官は、法律が求めている枠というのは外せないもので、これに従ってくださいと必ず説明することになっているんですね。この枠を超えちゃうと、もう御自由にどうぞみたいな世界になってしまうので、果たしてそれでいいのかという、そういう問題意識があるんですね。

それでは、裁判員として参加した理由というのはどこにあるんだといった点、先ほど6番の方が御指摘したのも同じようなところかもしれませんが、裁判員としてやる意味はどこにあるのか、そう思うにいたったところは、また我々も考えていかなければならない問題かなと思っています。

他の方、どうでしょうか。

【2番】

一日、二日目ぐらいは、みんなが思っていることをぼつぼつ言う感じで、三日目

ぐらいから、裁判官から法律の仕組みの説明を受けて、例えば、被害者の人数によっても程度が変わるし、犯罪の内容が、いかに卑劣だったりだとか、計画的だったとか、危険だったかというので、それでまた変わってくるということが分かりました。そういった法律の仕組みを説明されて、ああそうなんだなと理解できまして、納得したという感じです。

【5番】

私も説明はきちんと受けました。量刑グラフの説明を受けただけですけど、そのときちょっと幅があったものですから、結構、意見がバラバラになったんですけど、最終的にはやっぱり量刑グラフの幅が、だんだん狭まってきて、皆さん納得したので、それはそれでよかったのかなという感じです。

【1番】

そうですね、最初のうち、やはり裁判官の方から説明は受けていたと思います。致傷罪になったらこのぐらいの重さが変わってきますよとか、裁判例の説明を受けて、大体このぐらいの幅になりますよということも最初のほうに説明を受けたと思うんですけど、私たちのときは裁判員の中で、それでもやっぱりこのぐらいのほうがいいんじゃないか、でもこのぐらいでもいいんじゃないかという意見は結構出ていたような記憶はあります。

【司会者】

確かにそういう法律の仕組みってあるんだったら、それはそういうものとしてそうだなと納得したのか、もっと自由にやらせてほしいと、自由にやらせてくれないんだったらもう来たくないとか納得しないのか、どんなふうにそれは思われましたか。

先ほど4番の方から、もっと自由にやらせてほしいという話がありましたけど、そこは納得しないという感じなんですか。

【4番】

法律のことなどはもう完全に納得した上で、全てその上で我々呼ばれていると感じていたので、一般市民の意見が、初めにこの説明を受けてしまうことで狭まって

しまったのではないかなという印象があります。

【司会者】

これは別紙第2の2（2）記載の量刑分布グラフの話とも連動するので、少し量刑分布グラフの話にも話を発展させながら、議論してみたいと思いますけれども、量刑分布グラフは、裁判官の方から見せられて初めて見たという方と、あるいは検察官や弁護人から、こういう傾向にありますよという言葉、もしくは数、あるいはグラフという形で見せられたか、このあたりについて何か御記憶ございますか。

【6番】

裁判官の方から御紹介を受けて、実際の裁判の論告の中でも使われていて、そういう意味では、割と共通のデータベースになっていたのかなと思います。

【7番】

まず、弁護人がこういう事案ではこういう刑になるのが一般的ですという説明をしたと思います。それで、量刑を決めるときに、評議の時点で裁判員の方と裁判官の方と、大体これくらいかなと話し合っ、じゃあ弁護人の意見と比較して、ああ大体一緒だったねみたいな感じでした。

【司会者】

分かりました。

量刑分布グラフは必ず裁判官から見せられると思いますけれども、他に検察官や弁護人が用いたという記憶はありますか。

【1番】

そうですね、裁判官の方にも話し合いの中で見せていただきましたし、裁判のときにもやはり弁護士の方は弁論で量刑のグラフを使っていらしたと思います。

【司会者】

この量刑分布グラフというのは、これ多分大きな裁判の傾向というのはこんな感じですよということをお示しした上で、この中で重いほうなら上のほうに行くし、この中で軽いほうだったら下のほうに行くし、我々はこの事件で重いほうと見ます

か、軽いほうと見ますかと、こんな形で議論をするときに用いているんじゃないか
と思いますけれども、その点は皆さんの場合も同じですか。

【各裁判員経験者】

(うなずく)

【司会者】

その量刑分布グラフを使って議論すること、これは使い方もいろいろあって、先
ほどのように量刑分布グラフでどういう要素が重視されているかということを見る
ために、例えば、被害者の数が一人なのか複数なのかということ、違いを見てみ
ましょうみたいな形で、違いを示すような量刑分布グラフを示したりすることもある
んですけど、どんな使われ方をしているかについては、記憶にありますか。

【5番】

複数の事件が絡んでいて、件数も多かったものですから、1枚だけじゃなくて、
違う種類のものを何枚か見せていただいて、説明を受けました。

【司会者】

他の方で、複数のものを見せてもらって、こういう要素というのは、今までの裁
判で重視されていたなというようにやっているかやっていないかというのは、余り
記憶にないでしょうか。

【3番】

何枚かという感じではなくて、モニターで検索しながら見せていただいたので、
例えば、ちょっとこういう事件も見てみましょうかと、何かこういうツールもデー
タベースの検索として活用しながら検討するんですよという紹介を少ししていただ
いたという記憶があります。その中で、今回の事件に相当する例を、グラフを出し
ていただいて、みんなで確認したということをお記憶しています。

【司会者】

最終的に議論するグラフは1枚だけれども、その意味づけが何なのかということ
を考えるためにいろいろな検索条件を変えたりしながら、例えば凶器がありとする

と重くなっているなどか、今回は凶器なしだけどこれぐらいだなとか、そういうことをやったりとか、いろいろな検索条件があつて、それを変えながらすると、その差がわかるというか、その上で、実際に使う量刑分布グラフを使ったということですね。

それぞれの方で量刑分布グラフの使い方はいろいろとあると思いますけれども、量刑分布グラフを見てどう思われたかということについて、自分たちはそれと離れてやりたいという思いがあるのか、それとも今までの裁判例がそうであり、それを頭に置くことが公平なんだから、それはそういうものだなというふうに納得しておられたのか、このあたりについてどんな感想を持たれましたか。

【1番】

法律ということでは素人なので、分からない部分のほうが多かったので、そういう意味ではやはり量刑分布グラフがあると分かりやすいという部分はありました。

でも、個人的な感情から言えば、ちょっとどうなんですかね、重い、軽いがどうなのかというのはありましたけど、短い時間の中で議論するという中では、その量刑分布グラフというベースとなるものがないとなかなか議論というものも進んでいきませんし、そういう意味ではやはりあったほうがいいのかなどというふうに思っています。

【司会者】

ちょっと突っ込んだ質問をさせていただきますけど、1番の方の事件では、量刑分布グラフを見ると、実刑も執行猶予もどっちもあるんだなと、こんな感じになりましたよね。そんなに重いほうはないんだなと、それぐらいはきちんとわかる事件だと思うんですね。差し当たってこれぐらいだなというのに役立つという面と、どっちもあり得るなと、そういう判断ですよ、そういうように役立つという面以外に何か感じたことというのはありますか。

【1番】

量刑分布グラフを前提として、そうやって審議していくというか、みんなで話し

合っていく中では、もうちょっと長いほうがいいのか、執行猶予つきでもいいんじゃないかなど、いろいろな考え方を引き出すきっかけとなりましたし、そういう意味ではグラフをうまく活用した部分もあるのかなということも思いますね。

【司会者】

それでは2番の方、この量刑分布グラフについてどういうふうに思われたかというあたりについてお聞かせください。

【2番】

モニターに映し出された量刑分布グラフを見て、あっこれが法律のベースなんだなと、そこから読み取って、みんなで意見を出し合って、そこからまた裁判官の意見を聞いて、そこから微調節じゃないですけど、それにのっって考えたほうがいいんだなという思いでした。

【司会者】

3番の方、どうでしょうか。

【3番】

一般的にどんな罪でどれぐらいの刑ということは、感覚が全然ないですから、こういうグラフがあることで、直感的に理解しやすかったということがあります。

それから、今回担当した事件の分布は、自分が思っていた分布と違うものであったので、その辺は、自分の考えがずれていたのかな、というふうに思った記憶があります。

私の担当した事件では、結局、執行猶予がつくつかつかないかという境目のところが論点でしたので、その辺、グラフを見ながら、今回はどっちに入るかということを中心に話し合ったことを覚えています。

【司会者】

その3番の方の事件、もう少しグラフから飛び出てもいいんじゃないだろうかという思いなんかも抱いているのでしょうか。それとも、公平さと考えたら、やっぱりそっちのほうじゃないといけないのかなと思われたんでしょうか。そのあたりど

うでしょうか。

【3番】

そうですね、あくまでもこのグラフは過去のデータですから、今回がこの枠の中のどこかに絶対はまらなきゃいけないということは考えていなかったのですが、過去の例を見ながら、参考にしましょうというようなお話をいただいていたので、その辺は納得して頭の隅に置きながら話をしたということを考えていたと思います。

【司会者】

続きまして4番の方は、この量刑分布グラフを前提にしながら議論をするということは、納得することだったのか、それとも何か思うことがあったのか、どうでしょうか。

【4番】

どちらか極端に考えれば、納得はいかなかったです。このグラフを見せられる前は、多分法律的には無期懲役もあり得るんじゃないかという感覚を持っていました。ただ、量刑分布グラフで大体何年前後くらいとか、そんなものなんだということを見せられたことによって、拍子抜けしました。それで、これを前提にして考えるんですというようなことになってきてしまったんですけども、それはプロの人はそれでよかったんだと思うんですけど、裁判員制度というのはどういうものなのかということを考えたときに、一般の人の意見を少しでも入れようとするならば、じゃあ裁判官の人は、例えば、量刑分布に従ったほうで決めたかったのか、それとも裁判員が持っている一般的な考え方を重視してくれるのかというのは疑問に思いました。多数決で決める場合、裁判員の他に、裁判官が入っていないといけないということを見ると、我々の存在意義は本当に余りないなという思いになりまして、このグラフを見せるということは、余り賛成できないと思います。

【司会者】

5番の方、どうでしょうか。

【5番】

一応、グラフに関しては納得しました。件数とかを加味して、具体的に説明していただいたんで、それは理解できました。ただ、1年とか2年の幅はどうかという疑問があったのも覚えています。その点は、常習的な面があったので、相当悪質かなと考えて、重い方に動きました。

【司会者】

6番の方も少しこの辺にはコメントがあるかと思いますが、いかがでしょうか。

【6番】

グラフを用いること自体は、それはそれで必要なプロセスかもしれませんが、最後でよかったんじゃないかなと思っています。みんなで評議して、その量刑を一応定めたときに、じゃあ今までのデータと比べてどうだということで、そこにギャップがあれば、そこでまたディスカッションすればよかったんじゃないかなと思います。どうしても先にグラフがありきで、もうそこに誘導されたという感がやっぱりどうしても否めない。今までの裁判例のデータをとって、そこにどうやって当てはめるかという作業というのは、すなわち今までの判決の量刑が正しいというか、市民感覚も含めて合致しているという前提ですよね。だけど、それがどうかというところでやっぱり裁判員制度って始まっているわけですから、前例ありきでスタートしてしまうというのは、私はちょっとどうかと思います。もっこの事件を捉えて、いろいろ積み上げて、みんなで結論を一応出した上で、前例から見るとずれているとなったときに、じゃあその差を埋めるべきか維持するべきかがという議論があってよかったのかなという気はしますね。

【司会者】

量刑分布グラフを後で見せるという評議方法もあるんですよね。このこういう事案でこの事件というのは、重いほうなのか、軽いほうなのかみたいな形で議論をしつつ、やっぱりこの事件ってかなり重く、一番重いのに近いよねというような議論をして、じゃあ分布の中で一番重いのかというのはどの辺なのかを確認する、そういう評議の仕方も、もちろんあることはあるんですね。

先ほどの4番の方がおっしゃった、無期懲役もあり得るというように思っていたら、量刑分布グラフを見たら上のほうって何年ぐらいまでしかないじゃないかということで、拍子抜けしたというような話も当然ありますよね。じゃあ最初に思った刑が果たしてどういう感覚から出ているのかというあたりも、やっぱり我々は考えていかなきゃいけない問題かなという気はしてはおります。

ちなみに、この量刑分布グラフというのは、基本的にはもう裁判員になってからの事件が大半ですよという説明は、これは受けていましたか。

【6番】

はい。

【司会者】

それでは7番の方、どうでしょうか。

【7番】

私も見るタイミングってすごく大事だなと思って、今の皆さんの話を聞いていて、私も先のほうに見せてもらっていたら、ああじゃあこれが一般的な意見なんだなと思って、そこに流されてしまうのかなというのを思うんですけど、同じAとBの事件があったとして、片方は5年で、もう片方は10年というふうになっていたら、じゃあ何で10年の人は5年にしてくれないんだという話になってしまうので、こういう基本的なベースというものは確実に必ずあったほうが良いとは思っています。

そして、私の事件でも、どれだけ社会復帰するまでの過程でソーシャルサポートとかを受けられるとか、精神鑑定の話とか、そういう社会復帰して、どれだけサポートできるかという話も聞いて、それも考慮した上で刑を決めたのですが、多分事例にもよると思うんですけど、こういうグラフを踏まえた上で話したのはすごく話を進める上で、とても大事な資料になったと思っています。

【司会者】

8番の方、どうでしょうか。

【8番】

私も最初、このグラフを見たときに、自分が担当した被告人のした犯罪からすると何でこの程度なのというのは、最初納得いかなかったのですが、死者が出なかったということでこの程度かなというところもあったので、このグラフのとおり、あっそうだったと今はもう納得しています。

【司会者】

この量刑分布グラフを見ただけでは結論は一義的にきっと出てこないですよ。例えば、少年であるから、未熟だから、こういうのは考慮していいんじゃないか、あるいは責任能力が問題となるから、これはこれだけ考慮したらいいんじゃないかというのは、それぞれの事件を見ながら刑を決めていくという過程だと思うんですよ。多分、皆さんもそういう過程はきっと経ているんだと思います。

他方では、グラフ全体が軽いなということに対してどう向き合っていくのかということ、例えば検察官の方では、よくグラフを使いながら求刑するんですけども、そのときにどういうふうにしてそれを説得的に話すのかは、また検察官の方で少し考えなきゃいけない話なのかもしれません。

あるいは、弁護人の方が、グラフだと大体実刑だけど、でも執行猶予相当だという場合、どうやって説得的に議論していくのかというのは、当該事件の個別性をふまえて主張していくのかということ、また考えていただければと思っております。

それで、続いて、じゃあ実際に刑を決める過程の中で、検察官や弁護人の論告とか弁論というのは参考になったのか、ならないのかということ、次のところ、少し皆さんに意見を聞いてみたいと思います。

4番の方の事件というのは、検察官の論告としては、非常に悪質な事件で、これはいろいろな観点からして、相当に重い部類に属しますよということで、重い求刑をしているようですね。

他方で、弁論では、被害者の精神的な被害というのは、これは被告人が意図的にやらせようと思ってなったような話ではなくて、被害者側のほうの精神の強さや弱

さで偶然的に決まるような話なので、軽い刑にすべきという意見があって、検察官の求刑の半分以下で大分違っていましたね。このあたりについて、検察官の意見はかなり参考になったということなのか、それとも、先ほどの話だと、検察官の意見でさえ軽過ぎるということで、検察官の意見もよくないなという感じなのか。他方、弁護人の意見は、こんな軽い意見なんてあり得ないだろう、こんなのはもう論外だという形になったのか、その辺の検察官の論告とか弁護人の弁論の受けとめ方はどうだったのでしょうか。

【4番】

検察官の方は、すごく理路整然と説明してくださっていたので、好意が持てたというか、確かにそのとおりだと納得するところが多かったんですけれども、それに対して、弁護人の方は、熱意が感じられなかったというか、本当に悪意はないんですけれども、その差がすごくて、そのイメージで、やはり我々も弁護人側がちょっと軽過ぎるようなイメージを受けてしまったところはあるかなと思いました。

【司会者】

非常に重要なところを示唆したような感じもします。

続いて、3番の方にお聞きしたいと思いますけれども、検察官の意見とか弁護人の意見をどう受けとめられましたでしょうか。

【3番】

両方とも、それほど年数に差はなくて、執行猶予がつくつかつかないかというところがポイントだったので、求刑の年数の違いは余り考えなくてよかったというところはあります。

だから、検察官の主張も弁護人の主張もよく理解できました。最終的には、被告人が結構反省している点なども踏まえて、執行猶予がつきました。

【司会者】

3番の方が担当した事件では、今お話があったように、反省している様子だったとか、これは、我々の世界では一般情状とって、犯罪とは直接かかわらないけれ

ども、刑をそれなりに調整していいよという位置づけですけれども、その部分は、最後は実刑にするか、猶予にするかというところでは効いてきたという感じなんではないかな。

【3番】

そう感じました。

【司会者】

2番の方の事件も、検察官がいろいろな観点から非常に悪質なので、これは重いほうじゃなきゃいけないということで、かなり重い求刑をし、他方、弁護人は、これは場当たりの犯行だし、この被告人というのは、割とまあまあ普通にやってきて、今まで強いストレスを受けたことがないし、年齢の割にも非常に未熟だというような話をして、相当に軽い意見でしたが、この検察官の意見とか弁護人の意見を聞いて、どのような受けとめ方をされたのでしょうか。

【2番】

検察官の論告とか弁護人の弁論が参考になったかどうかというのは、よく分かりません。検察官の求刑を聞いて、そのとき思ったのは、ああ重いなと感じました。それで弁護人側の意見を聞いて、あっ、すごい軽過ぎるな、極端だなと思いました。検察官の意見に関しては何も思わなかったのですが、弁護人の意見としては、例えば、ストレスに弱いとか、家庭環境がちょっと人より悪かったというのは、余り納得できないというか、世の中にそういう人はいっぱいいるし、それでも真面目に強く生きている人もいますし、余り弁論になっていないなという感じがしました。

【司会者】

家庭環境とか、あるいはその人の性格みたいなのは、所詮限界があって、それを強調しすぎると、何を言っているのという感じになるということですかね。

続いて、1番の方の事件は、検察官の意見も弁護人の意見もそう大きな違いはなくて、ただ検察官はこれは実刑だと、弁護人はこれは更生の可能性があるから執行猶予であると、こういうことを言っていたかと思うんですね。この検察官の論告と

か弁護人の弁論について、どういうふうにとめられましたでしょうか。

【1番】

そうですね、検察官と弁護人の意見というのは、やはり議論の中には結構入ってきました。

ただ、弁護人が執行猶予をつけたいと言っている割には、弁護人が連れてきた証人というのが、余り印象がよくなかったので、弁護人の意見にそれほど流されていないかなという感じを受けました。

【司会者】

そうですね。情状証人を呼んできたがゆえに逆に心配になっちゃって、こんな人でいいのかというようになる事件も確かにあるかなという感じはしますよね。

続いて、8番の方の事件では、検察官の意見としては、これは重い事件ですよねといった上で、心神耗弱の点はそう大したことがないから重い求刑を言い、弁護人のほうは、これ心神喪失だから、また故意もないから無罪だと言っている中で、こういった場合には、検察官とか弁護人の意見というのは、どんなふうにとめられましたか。

【8番】

弁護人の意見はちょっと甘いんじゃないかと思いましたね。

どちらかというとい検察官側の味方という言い方はあれですけど、そちらの意見の方が納得しました。

【司会者】

続いて、7番の方の事件では、検察官は、非常に危険性の高い行為だし、結果もそれなりに重大であるし、動機は身勝手だから、執行猶予ではなくて、懲役何年というように検察官が意見を述べ、弁護人は、この種の類型を前提とするとほとんど執行猶予だと、自首して、結局未遂に終わっているんだからというようなことを言って、当然執行猶予ではないかと、こんな感じの弁論だったかと思いますが、この検察官の意見とか弁護人の弁論というのは参考になったんでしょうか。それとも、

それよりもグラフに基づいて考えたら、やっぱりここだよなというふうになったんでしょうか。

【7番】

論告や弁論を聞く前に、みんなで話し合っているときに、裁判長の方が何年と言ってくるかなと聞いて、みんなで予想していたので、検察官側からは一番重く来たという感じで、片や弁護人はその方を弁護するから、やっぱり執行猶予という、一番甘いといったらあれですけど、弁護人なりの量刑意見が出てきたという感じで、それを踏まえて、なおかつこのグラフも踏まえて、みんなで話し合いました。

【司会者】

実際の論告とか弁論を聞く前に予想するという、うちの部でもやったりするんですけど、確かに、まずは自分で事件を見てみるという過程があってもいいのかもしれないですね。その上で検察官の意見とか弁護人の意見をどう受けとめるのかと考えるというのも一つのやり方としてはあるかなと思いました。

続いて、6番の方の事件は、検察官のほうの意見というのは、非常に殺意も強固だし、死亡する危険性も非常に高い行為だし、動機も短絡的だしということで、割と重い求刑であったのに対し、弁護人は量刑傾向を踏まえて考えていきたいと思いますという意見でしたが、それぞれの検察官の意見とか弁護人の意見というのは、どれぐらい評議に当たって参考になったんでしょうか。

【6番】

我々の議論は、刑の年数としては、そんなに大きな差はなくて、みんなが思っていたことというのは、割と同じところに落ちついたような気がします。

【司会者】

弁護人の科刑意見について、先ほど余り低過ぎてもこれは論外だ、何言っているのみたいな形にもなるし、他方では、少し重く言い過ぎると、実際にはもっと軽く考えてくれている人もいるのに、それでいいのかみたいな話になって、弁護人の意見で、大体どの辺で打ち出していくのかという打ち出し方が非常に難しいところで

すね。

私は自分の事件の反省会をやっているときには、検察官にも弁護人にもストライクゾーンの一つ上、あるいは一つ下までをねらっていないと、ストライクゾーンから大分下がっちゃうと、もうワンバウンドだから誰も振らないというようになるし、上の方過ぎても、こんな高いボールに当たるわけないから誰も振らないということになりますよみたいなこととお話しすることもあるんですけど、確かに今のお話を聞いていても、どの辺をねらってボールを投げているかというのもそれぞれの検察官、弁護人の課題なのかもしれないなと思いました。

続きまして、5番の方の事件は、結構すごくブレがあり、検察官の意見というのは、複数の事件をやっている事件の中では相当重い部類だという、そういうことを前提として重い求刑を述べ、弁護人は、その3分の1くらいの科刑意見で、大分差がありましたが、このあたりどう受けとめられましたでしょうか。

【5番】

最初、検察官の説明を受けたときに、ちょっと重いのかなという気はしましたけど、どうしてその刑が妥当なのかという点については、説明はきちんとされた記憶があります。

弁論に関しては、拘置所かどこかで被害者にお詫び状を書いたということについて、字が何かもうむちゃくちゃな字で書いてありましたが、そのうち1枚だけちゃんと書いているのがあるんですよ。その辺がみんな何でという感じで被告人に質問したら、何かそのときの気分によって字は違うんだみたいな言い方をされて、すごく印象悪く思っていました。その点が弁論をきくときに、マイナスになったと思います。

【司会者】

今の方のお話の中で、被告人質問のときの被告人の供述の仕方から、果たしてこの人がどこまで反省しているのかとか、どこまで更生可能性があるのかということを感じることも、最後の刑を1年下げるか下げないかみたいところで効いてきた

りすることは確かにあるのかなという気はしますね。

ここで検察官，弁護人のほうから聞きたいことがあれば，質問タイムを入れてみたいと思いますけれど，こんな点ちょっとどうですかという質問はありますか。

【矢尾板検察官】

検察官の意見は，お話の中でも，ちょっと重過ぎるんじゃないかというような方も何人かいらっしゃったんですけど，そういった場合には，もう検察官の意見は意見として聞きはしたけれども，それはもう置いておいてというか，あんまり考慮せずに判断してしまうというようなこともあるのかどうかというところです。我々もどの程度の求刑を出すのかということのをちょっと今後の参考にするためにも，本当に無視されてしまうのか，だから検察官の意見は意見として尊重して判断していただけるものなのか，その点についてちょっと意見を伺いたいと思いました。

【司会者】

特に発言がないので，ちょっと関連してお聞きしたいんですけど，検察官の論告というのは，犯行態様は悪質だと，結果も重大だと，動機は身勝手に酌むことができないと，それで聞き障りがいいんだけど，最後の刑が何でここに出てきたのかというのが分からないというようなことが結構あるのですが，量刑事情として言っていることと年数がどのようにつながっているかという点について，ああ分かったという方は，手を挙げてもらえますか。

余りいないですか。

どちらかというとなら検察官は立場があるから重い刑を言っているんだろうなと思われた方はちょっと手を挙げてもらえますか。

なるほど，立場があるから重い刑を言っているんだろうなと思われている方が半分弱ぐらいおられるので，所詮は立場というように受けとめられている場合もあると，こういう感じでしょうか。

弁護士の方から何かございますか。

【佐藤弁護士】

先ほど4番の方から弁護側の熱意が足りないという、非常に耳が痛いようなお言葉をいただいたんですけれども、4番の方がそのように思われたのは、具体的に弁護側のどういったところを見て熱意が足りないと思われたのか。それに加えてちょっと皆さんに伺いたいのは、弁護人の弁論のやり方、その内容というよりやり方で弁論の内容が耳に入りやすいとか入りにくいとか、あるいはその弁論の内容がすごく頭に印象に残っているんだとか、そういったものがあれば、意見をいただければと思います。

【4番】

先ほどおっしゃっていたように、検察官の方の論告というのは、本当に全部正しいというか、そうでなければ犯罪は起こらないと思って聞いているので、ちょっと鼻根目に見ているところも素人からはあるのかもしれないです。それに対して、弁護人の方というのは、やはりちゃんと理路整然と感情的にならずにしゃべっていただけたらすごく耳に入ってくるのになと思ったところですね。私が体験した弁護人の方は、被告人質問でたまに被告人に対して怒ってみたりとか、話が途中で途切れてしまったりとか、視線が何か宙に浮いてしまったりとか、検察官と比べてとても対照的だったんですね。そういったところでやはり低い年数を言われると、ちょっと軽過ぎるんじゃないのというような意見に傾いてしまったところはあると思います。

【司会者】

それから、弁論のやり方に関して何か思われるところがあるかという質問ですが、皆さん、自分の事件しか弁論のやり方を見たことがないかと思いますので、どんなやり方があるかということをし少しだけ御紹介しますと、まず弁護人というのは、立ち位置をどこにするのかということで、いろいろなパターンがあって、一つのパターンというのは、自分の席でそのままというものと、もう一つのパターンというのは、証言台のほうに出てきて話をするという立ち位置の問題が1個あるんですね。自分たちの弁護人が、どこにいたかをもう一回思い出していただけますか。

それから、話の仕方という点で、弁護士側が好きなのはノンペーパーと言われる、ペーパーを持たないでやる方法です。ペーパーを持たないでやれるということは、その被告人のことを本当に理解しているから、ペーパーがなくても話ができるんだと、こういう考え方に基づいてやるやり方があるんですね。でも、他方では、ノンペーパーで話の途中で詰まるとすごく印象が悪いんですよ。なんだと、すっと出てこないのかみたいな、そういうような話も言われたりすることはあります。

それに対して、ノンペーパーの反対というのは、書面を見ながら、書面をそのまま読み上げる。

あと中間的な領域というのは、例えば、項目だけを書いたものをパワーポイントで見せながら、項目はパワーポイントだけど、全部そのまま読んでいるわけではなくて、その項目を意識しながら話をしていく、こんなようなやり方がありますけれども、自分の弁護士が、自分の事件で担当された弁護士がどんなやり方をして、そのやり方についてどう思ったかということについて、何か今、記憶がある方はおられますでしょうか。

8番の方は、ノンペーパーの弁護士でしたね。ノンペーパーでやった弁護士についてどう思われましたか。その人はだめだったというのでもいいですし、ノンペーパーだったから何となく言いたいことは分かったというのか、それは中身次第だからノンペーパーであろうがなかろうが、余り関係ないんじゃないのかというふうに思ったのか、その辺どうでしょうか。

【8番】

ノンペーパーでも余り関係ないんじゃないかなとは思いますが。そういえば、弁護士の質問のときに、医療関係の人に結構ずけずけ言っていたのですが、しまいには検察官から2回か3回ぐらい異議を申し立てられて、結局何も言えずに終わっちゃったというときがありました。

【司会者】

尋問の仕方なんかも印象を受けるということなんでしょうね。

【6番】

私ときは検察官の方も弁護人の方もそうなんですけれども、二人の方が尋問していて、私は正直、もう一人の方が通してやったほうがよかったんじゃないかなという気はしているんですよね。割といい感じで質問をされていて、やっぱりそこで被告人なりその両親なりに、大事な言葉を出してほしいなという期待をしているところで、ぱっと選手交代しちゃうと、そこで何か途切れてしまったなという気はしていましたね。もう少し同じ方が時間をとってじっくりと話を組み立てるといいうほうがよかったんじゃないかなと思いました。

【司会者】

尋問の仕方を含めて御発言がありましたけど、複数の方が質問をする場合も、パターンがあって、役割分担という形で、ここまでは誰が聞くと、ここから先は誰が聞くと、こういうやり方が一つのやり方としてあるんですよね。

もう一つのやり方は、一人の人が一通り聞いた上で、ちょっと欠けているところがあるんじゃないかと思うもう一人の人が、補充的にじゃあ私もという形で聞くパターンです。そういう場合には、大体どこが違っているのかわからなくて、さっきと全く同じことを聞いているじゃないかというように、重複感が残ったりすることもあるんですけど、尋問の仕方も含めて、何かそれぞれの活動に関して、特に弁護人の活動に関して思ったことは何かありますでしょうか。

先ほどの立ち位置とか、弁論のやり方に関して、何か記憶に残っていることはありますか。

【2番】

何か検察官のほうは勢いがすごくて、それに飲まれちゃいそうな感じがありましたが、弁護人のほうは、しゃべる内容というのではなくて、声のトーンだったり、話し方であったりなどのパフォーマンスの仕方が、検察官と比べたらやや勢いがなかったです。あと、私が最初に弁護人の何に注目したかといったら、見た目で、体型とか髪型とかワイシャツのきちんとした感じとか、何かそういうのも、人を説得

するに当たって結構重要だと思いました。

【7番】

私の事件では、被告人が書いてあることと違うことを言ってしまって、それで弁護人が慌ててしまうことがありました。

【5番】

私の事件は、弁護人の方には本当の気の毒な事件だと思っています。弁護するのがほとんどないような感じの中での弁護だったので、生い立ちだとか、仲間とか、気が弱いとか、その辺の過去の彼の弱さというのをメインに出してきていたんですけど、それはあんまり事件とは関係ないような感じもしまして、こういう事件はそうなのかなという感じはしました。

【司会者】

先ほどの話と同趣旨かもしれませんが、いわゆる一般情状というか、性格とか家庭環境というのはどこまで機能するのかというあたりで、強調し過ぎてもなかなかそのとおりにみんなが受けとめるわけではないと、こういうことなのでしょうね。でも、他方では、弁護するところがない弁護人も気の毒だなみたいな同情があるので、なかなか難しいかもしれませんですね。

それじゃあ、ちょっと時間の関係もありますので、次の話題をさせていただきたいと思います。

次の話題は、別紙第2の2（3）記載の評議の進め方は分かりやすかったかと、量刑の判断は難しかったですかという点です。これはかなり出てきたところかなというように思います。評議は結構難しいところであり、皆さんもいろいろと不満を持つところかもしれません。ここがちょっと自分としては評議のやり方で気になったなという点について、今まで出ていたところとしては、裁判官の話の仕方といったのもあるかもしれませんが、この行為責任というものの考え方をどういう形で示すのか、あるいは量刑分布というのをどういう位置づけで示していくのかというあたりについて、かなり気をつけながらというか、それなりに配慮しながらしてもら

いたいという趣旨の発言はいろいろあったかなと思います。その他に何かこんなところが気になったとか、ああここはよかったなと思うようなこと、何かございますか。

【4番】

量刑の判断の難しさですけれども、更生可能性というのを、裁判官の方は、若いから早く立ち直るんだとおっしゃっていたのですね。ただ、裁判員の多くは、若いんだからもうちょっと長引いたほうが良いというのがあったので、裁判官の方から見たら、若ければすぐ立ち直るとというのが一般的な常識なのかなというところで疑問は残りました。

【司会者】

結構いいポイントをおっしゃっていますよね。法律家からみて、これは当然考慮されるべきだというふうに思っている要素というのはそれなりにあったりとか、果たしてそれはどこまで納得してもらえるのかというあたりについて、単に若いから立ち直るみたいな話だけではなかなか納得は得られなかったと、こんなような話だと思います。2番の方は、被告人の年齢に触れておられましたが、若い人というのは未熟だから、やっぱり刑を軽くしてあげるべきだなと思うのか、逆に若い人だから後々恐ろしいことが起きるのではないかと思われるのか、どんな印象を受けましたでしょうか。

【2番】

更生の余地があるかどうかというところで、たまたま被告人の親族がすごく反省していらしたので、未熟ではあるけれども、今後、更生する可能性があるなという感じは受けました。理屈として、未熟だから刑を軽くしていいのかは分からないです。

【司会者】

他の方は、いかがですか。

【5番】

私の事件も、被告人が若い方でしたが、犯罪を決意した動機とか、流れを見ると、若いとか、年齢とかではなくて、こういう理由で犯罪をしたという点で、この人、本当に更生できるのかなという感じを受けました。若いからどうかというのはあんまり関係ないと思いました。

【司会者】

6番の方、お願いします。

【6番】

きっちりとやったことに対する判断をして、刑の期間を示して、その期間ちゃんと刑務所の中で勉強し直して、その期間を終えたら、今度は我々の仲間として社会に参加してもらわないといけないわけです。それは若いから許してやろうとか、あるいは逆に長くするんだということじゃないと思います。この人が社会に戻るためにはどういうことが必要なんだろうという観点で、この事件は10年、この事件は12年というふうに決めて、その期間、しっかり過ごしてもらうのがいいのではないかなと私は思いました。

【司会者】

弁護士として、未成年だからというだけではみんな納得はしないという感じもありますけど、それぞれ自分だったらこういう弁護をしたら何か訴えかけられるんじゃないだろうとか、何か思うことはありますか。

【佐藤弁護士】

おっしゃるとおり、年齢が低いからとか、未成年だからということのみで軽くするという結論に行きつくというのは、適切ではないというのはあるんだろうと思うんですよね。

弁護士側としてやっぱり考えるのは、未成年で未熟だというときに、その未熟さが年齢以外のどういった部分、年齢が低いからどのように未熟だというふうになってしまっているのか、そのことがどのように今回の犯行に至ってしまったのか、そこから辺のプロセスをしっかり検討した上で、出てきた問題点をカバーできる人がい

るのかどうかとか、あるいはどういったプログラム、出てきた後でも民間の施設に通って、そこをちゃんとカバーできるようになるのかとか、そういった部分があるのかどうかという点は、恐らくどの弁護人も考えるところだとは思っています。ただ、それが実際にあるのか、そういった資源があるのかどうかという部分で、事実上難しいのかなという事案はあるんだろうというふうに思います。

【司会者】

少年であるということはどう考えるのかというあたりについて、結構いろいろな議論があり得て、それは犯行を決意したいきさつとしてどういう意味なのかということの一つ考えなきゃいけないということと、あともう一つは、更生可能性という観点で、先ほど若いから更生するのかと、若いころのほうがかえって危ないんじゃないかみたいなところをどういうふうに整理していくのかというあたりで、仮に少年だったとすると、我々として考えるべきことは、それがゆえになぜ刑が軽くあるべきなのかということについてきちんとした議論をしないといけない。単に少年だから軽いとか、こうだから重いというだけでは納得してもらえないということはちょっと浮かび上がってきたような気がしますね。

裁判官の二人から、評議に関して何か聞きたいことはありますか。

【大庭裁判官】

純粹に進め方の話なんですけれども、恐らく裁判官の誰かが司会をして、評議をやるんだと思うんですけど、皆さんの御意見を聞くときに、いろいろ裁判官によって進め方が違うと思うんですけども、一人一人順番に、皆さん全員から御意見をお伺いしましょうとやるタイミングと、思うことがあったら発言をしてくださいという振り方をして、自主的に意見を言いたいことがある方が言うというタイミングと、両方のやり方を取り入れつつ、どちらの時間の方が長いとか、どちらの方が意見を言いやすいとか、こういうときはこういうふうに聞いてくれた方が言いやすいとか、もしあったら教えていただけたらと思います。

【6番】

選ばれた方の中には、私みたいによくしゃべる人間もいれば、逆にしゃべれないという人もいますよね。そういう意味で、やっぱりそこは両方組み合わせながら、余り話をしていない人に発言の機会を与えながら順番に回していきつつやっていくのがいいんだろうと思うんです。

【1番】

私はやっぱり、そんなにしゃべる方ではないんですけども、そうするとやはり、一通りまず意見を出してもらって、それである程度時間がたって、慣れてきたらどんどんしゃべる人が出てくるので、それから挙手制にすればいいと思います。それまではどうしても緊張していたりとか、やはり見ず知らずの人ばかりなので話しづらいというのはあるので、一通りどういう意見を持っているのかというのを分かってからのほうが行きやすいかなと思います。

【3番】

私も、最初はやっぱり知らない人たちが集まっているので、順番に聞いていただいた方が、必ずしゃべる時間をつくれるのでいいと思いますし、慣れてきたら、それぞれが自由に討議できるようになっていくんだなと思うんですけども、その雰囲気づくりというのが大事だなと思いました。裁判官の方、特に裁判長がとても親切にいろいろな用語を説明してくれたりとか、それから休憩時間に全然関係ない無駄話とか、お弁当は何を頼むとかみたいな話をしてくれたりとか、話しやすい雰囲気づくりについてとても気を遣っていただいたので、そういうところがよかったかなと思います。

【司会者】

大体共通した意見が出てきて、一通り言う機会がやっぱり必要で、他方では、だんだん自由になってきたら自由に発言すると、こういうこともあっていいんじゃないかと、皆さんも大体同じような感じで受けとめられましたかね。

それでは、別紙第2の2（5）記載の判決書の議題に入ります。判決書については、最後に言い渡す前に、皆さんと議論したことはこういう内容で言い渡しさせて

いただきますねということで、判決言渡し前に判決の読み上げ用の原稿をお示しして、評議の内容をこういう形でまとめましたという説明をしながら、こういう判決をしますよという説明をしたいと思います。私たちが議論したこととは関係なしに裁判官が勝手に判決を書いていると思ったようなことは、ありますでしょうか。

【4番】

ここは本当にさすがだなと思って、議論の内容を全部盛り込んだいい文章だったなど、全部1回目でみんな納得したと思います。

【司会者】

もちろん自分の意見とぴったり一緒かどうかはともかくとして、評議で話し合った内容のエッセンスなり中核なりがまとまっていたなという、皆さんもそういう評価でいいですか。

皆さん、うなずいておられますから、それでは、ここは合格点ということで自画自賛したいと思えますけれども、最後に、別紙第2の3記載のところですね。実際に体験された達成感や負担感なども含めて、今後裁判員になる方に向けてメッセージがあれば伝えていただいたらうれしいなと思います。

【1番】

今回、裁判員裁判に参加させていただいて、実は今の職場だから参加できたと思っています。こういうのが来たと言ったら、国の仕事だからちゃんと行きなさいということを上司から言われましたので、きちんと参加できるようになりましたけれども、やはり個人でお仕事をしていらっしゃるのかすると難しいのかなと思いました。

でも、参加してみてよかったなとは思っております。

【2番】

メッセージとはちょっと違うんですけど、結論として、私は裁判員制度に反対です。というのも、素人の集まりで、みんなしゃべることが結構感情論であって、ロジカルにしゃべれていなくて、時間がだらだら過ぎていくなというので、結局、

裁判官に最終的に誘導されているような気がしました。裁判官の方は、裁判員の方の意見で論点がずれてきたりとか、よく分からない話をするときも、ちゃんと優しく見守って最後まで聞いて、その人の言いたいことを議論に乗せるのってすごいなと思いました。もし裁判員に選ばれる人は、人ひとりの人生を決めるわけですから、さっき言った感情論じゃないですけど、自分の意見はもちろん大切ですけど、それが全て正しいというのではないので、押しつけ合いとかはよくないなと思いました。

【3番】

私は裁判員の経験をしてとてもよかったと思います。これまで本当に知らなかった世界で、そういう仕組みがよく理解できたことと、それから判決に参加できたことは、自分のためにもいい経験になったと思っています。もし今後、他の方がこういうチャンスがあれば、是非参加していただいて、多分世の中を見る目も少しは変わるんじゃないかなというふうに思います。お仕事とか大変な中でも是非何とか参加していただければ、そういう経験者がふえていくことで、また裁判自体も変わっていくのではないかなというふうに思っていますので、とても自分としてはよかったと思います。

【4番】

そんなにストレスには弱くないんじゃないかと自分で思っているにもかかわらず、裁判に参加していた期間は寝つきが悪くて、ストレスを非常に感じていたのかなと思いますので、全員やった方がいいとは私はちょっと言いづらいです。ただ、我々の一般市民の意見が少しでも反映されるような制度ならば、参加する意味はあると思います。裁判員の意見が尊重されるような形であれば、もう一回やりたいなと思っています。

【5番】

私は会社員ですから、一度辞退させていただいた経験がありましたが、もともと興味はあったので、それで二度目に呼ばれた時は参加させていただきました。やっぱりサラリーマンなので、毎日裁判が終わって帰ってから仕事の決裁をしたり、い

るいる会社のことをやったので、きつかったことはきつかったですけど、やりがい
はあったと思っています。

【6番】

本当に日常の生活の中で、何か一つ間違えたとき、何か一つの誘惑に駆られたり、
何か一つだめな自分が出てしまうときに、被告人側に立ってしまうということが本
当にないとは限らないので、私自身はやっぱり、上から目線じゃなくて、一社会人
として、社会を構成するメンバーとして、これはどういうふうに見るべきなんだろ
うというふうに見ていたのです、それはよかったなと思います。

裁判員制度は、せっかくやるのであれば、やっぱりもう少し活用すべきだと思
いました。過去の例に従えばどうしても過去を正当化するわけですから、もう少し、
今までどうだったんだろうと考えて、時代がいろいろ移りゆく中で、同じ殺人事件
でも、20年前と今とで、その考え方というのが違ってもいいわけであって、もう
少し前例だけじゃなくて、そこで起きた現象、失われたもの、失われた人権、そう
いうことを踏まえて、過去と違った判決であっていいんじゃないかなというふう
に私は思いました。

【7番】

まさか自分がやることになるとは思っていなかったのですが、通知が来たときとい
うか、選ばれたときに、果たして、自分は人生経験のない中で、どれだけ意見が言
えるのだろうかというふうに思ったのですが、裁判所に入る機会はないですし、こ
ういう異年齢とか異職種の方々と意見を交換することもないですし、裁判員をしたこ
とはとてもいい経験になったなと思っています。多分、職場で休めないとか、いろ
いろな事情で選ばれる人は限られているかもしれないけれども、そういう通知が来
たけど仕事で行けないというのではなくて、是非社会がみんなですういう選ばれた
んだから経験として行ってきなさいと言ってくれる社会になってくれるといいなと
切に願っています。今回選ばれて、自分としてはとても満足しています。

【8番】

こういうのを送られてきたときに、自分が本当に冗談抜きでやってもいいのかなと正直不安に思ったのですが、皆さんと同じ意見になっちゃうかもしれないですけど、裁判所に入ってみんなで議論するのは、チャンスなんだから、終わったときにやっぱりやってよかったなと思いました。

もしこういう機会があったら、また参加したいです。

【司会者】

裁判員の方からいただいた貴重な御意見については、今後、いろいろと当事者の活動、あるいは裁判所の評議のやり方において、参考にしながら、よりよいものにしていきたいというふうに思っております。本当にありがとうございました。

(別紙第2)

- 1 裁判員・補充裁判員を経験された全体的感想をお聞かせください。

- 2 今回の意見交換会では、下記の点についてご意見をうかがう予定です。
 - (1) 量刑の考え方の説明について
 - ・裁判官からの説明は分かりやすかったですか。
 - ・行った行為を中心に刑の重さを考えるということについて納得はできましたか。
 - (2) 量刑分布グラフについて
 - ・量刑分布グラフをご覧になった感想をお聞かせください（思っていたよりも刑が重い又は軽いなど）。
 - (3) 評議について
 - ・評議の進め方は分かりやすかったですか。
 - ・量刑の判断は難しかったですか。
 - (4) 検察官や弁護人の活動について
 - ・検察官や弁護人の量刑に関する主張（論告，弁論）は分かりやすかったですか。
 - (5) 判決書について
 - ・評議の結果は判決書にきちんと反映されていましたか。
 - ・判決書の内容で分かりにくいところはなかったですか。

- 3 裁判員・補充裁判員を経験された達成感あるいは負担感なども踏まえ、これから裁判員・補充裁判員（又は候補者）となられる方へお伝えしたいことがあればお聞かせください。